

2021年度林町小学校 PTA 規約改正案

1. はじめに

- ・現状の組織に合わせた修正を行いました
- ・不要となる文言を削除しました

2. 提案内容

規約の改正案は下記の通りです

(下線部は変更箇所)

条項	現行	変更案	改正理由等
第3章 会員			
第5条	<p>本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 林町小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者（以下「保護者」という）でこの会の目的および方針に賛同する者。なお、特段の事情がない限り、児童1名につき1回以上、当該児童の保護者1名は、第11条に定める本部役員、第14条に定める会計監査委員、第15条に定める選考委員、第18条の規定により設けられた特別委員会の委員、第19条に定める学級委員または第23条に定める地域学校連絡会の委員長・副委員長を務めるものとする（以下本条、第11条、第14条、第15条、第19条および第23条においてこれらの役職を総称して「委員」といい、これらの役職を経験した者を「委員経験者」という。）。ただし、委員に欠員を生じたときに補充の必要があり委員になった者も含め、在任期間にかかわらず1回と数える。</p>	<p>本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 林町小学校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者（以下「保護者」という）でこの会の目的および方針に賛同する者。なお、特段の事情がない限り、児童1名につき1回以上、当該児童の保護者1名は、第11条に定める本部役員、第14条に定める会計監査委員、第15条に定める選考委員、第18条の規定により設けられた特別委員会の委員、第19条に定める学級委員または第22条に定める地域委員会の委員長・副委員長を務めるものとする（以下本条、第11条、第14条、第15条、第19条および第23条においてこれらの役職を総称して「委員」といい、これらの役職を経験した者を「委員経験者」という。）。ただし、委員に欠員を生じたときに補充の必要があり委員になった者も含め、在任期間にかかわらず1回と数える。</p>	<p>・2019年度に各地域から選出する「地域委員」が廃止になり、現状、委員長1名、副委員長4名、担当教職員1名からなる「地域委員会」となったための修正を行いました。</p> <p>他、第8章 第15条(1)ア、同じくウ、第11章 第18条、「地域学校連絡会」表記についても修正いたします</p>
第9章 総会			
第16条	<p>1 総会は、全会員をもって構成し、この最高決議機関とする。</p> <p>2 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は、年度当初に開き、次の事項について審議する。</p> <p><u>(1) 年度当初総会</u></p> <p>ア 前年度事業報告および決算報告</p> <p>イ 新年度事業計画案および予算案</p> <p>ウ 新本部役員、新会計監査委員の選出案</p>	<p>1 総会は、全会員をもって構成し、この最高決議機関とする。</p> <p>2 総会は、定期総会および臨時総会とする。定期総会は、年度当初に開き、次の事項について審議する。</p> <p>ア 前年度事業報告および決算報告</p> <p>イ 新年度事業計画案および予算案</p> <p>ウ 新本部役員、新会計監査委員の選出案</p> <p>エ その他重要事項</p>	<p>・現行下線部(2) <削除>を削除するにあたり、現行下線部(1) 年度当初総会が不要になるため削除いたします。</p>

	<p>エ その他重要事項 (2) <削除></p> <p>3 総会は、会長が招集する。総会の招集は会の5日前までに会議の目的事項を示して、会員に通知しなければならない。</p> <p>4 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があれば、臨時総会を招集することができる。なお、保護者の会員数は家庭単位で数えるものとする。以下本条および第26条において同じ。</p> <p>5 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>6 総会の出席は、委任状をもってかえることができる。</p> <p>7 委任状は出席者数に数える。</p> <p>8 年度当初総会に前年度本部役員は、新年度会長の要請に応じて出席することができる。</p> <p>9 総会での審議事項は、出席会員（委任状を含む。第26条において同じ。）の過半数の賛成により承認される。</p>	<p>3 総会は、会長が招集する。総会の招集は会の5日前までに会議の目的事項を示して、会員に通知しなければならない。</p> <p>4 実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があれば、臨時総会を招集することができる。なお、保護者の会員数は家庭単位で数えるものとする。以下本条および第26条において同じ。</p> <p>5 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>6 総会の出席は、委任状をもってかえることができる。</p> <p>7 委任状は出席者数に数える。</p> <p>8 年度当初総会に前年度本部役員は、新年度会長の要請に応じて出席することができる。</p> <p>9 総会での審議事項は、出席会員（委任状を含む。第26条において同じ。）の過半数の賛成により承認される。</p>	
<p>第11章</p>	<p>実行委員会</p>		
<p>第18条</p>	<p>実行委員会は、本部役員、各学級代表、<u>地域学校連絡会の委員長・副委員長、各専門部の部長・副部长</u>（以下合わせて「実行委員」という。）をもって構成し、原則として年間<u>6～10</u>回程度、これを開いて次の会務を執行する。</p>	<p>実行委員会は、本部役員、各学級代表、<u>地域委員会の委員長・副委員長、各専門部の部長・副部长</u>（以下合わせて「実行委員」という。）をもって構成し、原則として年間<u>5～10</u>回程度、これを開いて次の会務を執行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域学校連絡会」表記の修正を行いました ・実状、実行委員会は年5回の開催をしているため開催回数を修正いたしました。
<p>第13章</p>	<p>地域委員会</p>		
<p>第22条</p>	<p>地域委員会は、<u>各地域から選出された地域委員</u>をもって構成し、<u>児童の安全のためにPTA活動</u>を行う。なお、特定の事情がない限り、<u>児童1名につき1回以上、当該児童の保護者1名は、地域委員を務めるものとする。</u></p>	<p>地域委員会は、<u>委員長1名（保護者）、副委員長4名（保護者）、教職員1名</u>をもって構成し、<u>学校、地域と連携し児童の安全のためにPTA活動を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度より各地域から選出する地域委員は廃止され、委員長1名、副委員長3名で構成される地域委員会となりました。その後、地域委員会からの要請があり、個々への業務負担軽減の為、副委員長を3→4名へと増員したため修正いたしました。
<p>第23条</p>	<p>1 地域委員会はその活動を円滑にするため、<u>委員長1名（保護者）、副委員長4名（保護者3名、教職員1名）</u>を選出し、<u>地域学校連絡会とする。</u>ただし、委員長、副委員長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。</p> <p>2 <u>地域学校連絡会</u>の委員長、副委員長（教職員を除く）は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。</p>	<p>1 地域委員会はその活動を円滑にするため、<u>委員長1名（保護者）、副委員長4名（保護者）、教職員1名</u>を選出する。</p> <p>ただし、委員長、副委員長の選出に当たっては、特段の事情がない限り、当該児童に係る第5条に定める委員経験者およびその配偶者以外から選出するものとする。</p> <p>2 <u>地域委員会</u>の委員長、副委員長（教職員を除く）は他の第5条に定める委員を兼ねることはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の人数表記の修正を行いました。 ・「地域学校連絡会」表記の修正を行いました。

第24条	地域委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、地域委員として選抜された前年度末から翌年度の委員が選抜される当年度末までとする。ただし、地域委員に欠員を生じたときは、必要あれば <u>当該地域の保護者</u> よりこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。	地域委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとするが、実質的な任期は、地域委員として選抜された前年度末から翌年度の委員が選抜される当年度末までとする。ただし、地域委員に欠員を生じたときは、必要あれば <u>実行委員会</u> の決定に基づいて <u>保護者</u> よりこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。	・各地域から選出される地域委員が廃止されたことに伴い、当該地域の保護者は実状存在しない為、欠員が生じた場合は実行委員会の承認を得て人員の補充を行うよう修正いたします。
第15章	改正		
第26条		本規約は、2021年（令和3年）3月一部改正。同年4月23日より施行する。	・改正、施行について追記いたします。施行日、総会日とする。